

# 泉大津市路上喫煙の防止に関する条例（素案）の概要

## 目的

- ・市民等の身体及び財産への被害の防止
- ・健康への影響の抑制
- ・たばこの吸い殻の投棄の防止

市民等の安全かつ安心で健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与する

## 責務規定

### ○市の責務

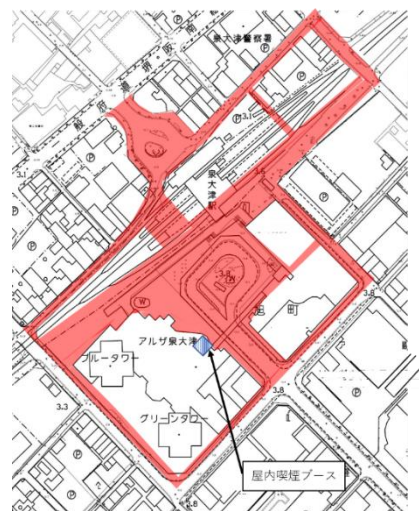
- ・目的を達成するため路上喫煙の防止に必要な施策の実施
- ・市民等又は事業者等が行う路上喫煙の防止に関する活動に対する支援

### ○市民等の責務

- ・路上喫煙をしないように努める
- ・互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に取り組む
- ・市が実施する施策に協力する

### ○事業者等の責務

- ・路上喫煙の防止のための活動に取り組む
- ・市が実施する施策に協力するよう努める



路上喫煙禁止区域（予定）

## 路上喫煙禁止区域の指定

路上喫煙を禁止する区域を「路上喫煙禁止区域」として指定することができます。

## 路上喫煙の禁止

下記の場所では路上喫煙を禁止します。

- ・路上喫煙禁止区域内
- ・子どもの周囲（市内全域）

## 路上喫煙をした者への対応

是正に必要な指導を行います。

### 用語の定義

#### 路上喫煙

道路等において、喫煙又は火のついたたばこを所持すること

#### 市民等

市民、市内に滞在する者、市内を通過する者  
子ども

児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童（18歳に満たない者）